

中小企業・小規模事業者の 前向きな設備投資を いっぱい応援します。

産業競争力強化法

中小企業投資促進税制

生産性を高める設備を入れると

[即時償却]

設備の投資額の**100%**を経費に

または

[税額控除]

設備の投資額の**10%**税金が安く

個人事業主・資本金3,000万円以下の法人の場合

※資本金3,000万円を超える法人は7%です。

[平成26年1月20日から、平成29年3月末日まで]

税制優遇を受ける方法は次の2パターンあります。

パターン1

簡単な手続で、税制優遇を受けたい。

機械装置／サーバー／試験・測定機器／ソフトウェア

機械などのメーカーから証明書^{*}を受け取ってください。

※証明書とは、単位時間当たりの生産量やエネルギー効率などの「生産性」が年平均1%以上向上しているものであることなどの要件を工業会等が確認し、工業会等からメーカーに交付されたものです。

パターン2

色々な設備を組み合わせて税制優遇を受けたい。

機械装置／パソコン／デジタル複合機／試験・測定機器／測定工具・検査工具／ソフトウェア

投資計画^{*}を作成し、経済産業局に申請してください。

※投資利益率が5%以上となることについて、経済産業局で確認を受けた投資計画に記載された設備が税制優遇措置の対象となります。なお、経済産業局に申請する前に、公認会計士又は税理士の事前確認を受けることが必要となりますので御注意ください。

なお、どちらのパターンでも、機械装置であれば160万円以上など、一定の価額以上であることが必要です！^{*}

※別の税制で、価額が30万円未満の設備の場合、その取得価額の全額を、使いはじめた年の経費に入れられる制度もあります。
(少額減価償却資産の損金算入特例)

中小企業投資促進税制、少額減価償却資産の損金算入特例についてのお問い合わせ


経済産業省 中小企業庁 財務課 03-3501-5803

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

ミラサポ・ホームページ

<https://www.mirasapo.jp/finance/index.html>

 経済産業省

当社製品は

A:生産性向上設備投資促進税制

B:中小企業投資促進税制の上乗せ措置

のどちらかを活用できます。

適用期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日

対象機種:AZZ355 AZZ405 AZZ II 505 Bau690

A:生産性向上設備投資促進税制

| 対象者 | (1)特別償却 | (2)税額控除 |
|----------------------------------|---------|---------|
| 青色申告者である個人事業主 又は法人(中小企業に限らない) | 50% | 4% |

(1)(2)のどちらかを選択です

B:中小企業投資促進税制の上乗せ措置

| 対象者 | (3)特別償却 | (4)税額控除 |
|---------------------------|---------|---------|
| 個人事業主 資本金3,000万円以下の法人 | 即時償却 | 10% |
| 資本金3,000万円を超え 1億円以下の法人 | 即時償却 | 7% |

(3)(4)のどちらかを選択です

税制優遇の選択は貴社の顧問税理士にご相談ください

仲山鉄工株式会社